

令和4年度軽自動車税(種別割)の納期限は、5月31日(火)です。納税通知書は、5月11日(水)に発送します。

### ●軽自動車などの所有者に課税されます

軽自動車税(種別割)は、4月1日時点の車 検証や標識交付証明書に記載されている所有 者に課税されます。税額は、軽自動車の種別 によって異なります(表1・2参照)。

## ●軽自動車などを処分・譲渡したときは

軽自動車などを処分・譲渡した場合には、 手続きが必要です。詳しくは、下記車種別取 扱窓口へお問い合わせください。

#### ○ 車種別取扱窓口

▶原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊 自動車(農耕用・その他)…本館市民税課(☎ 41-3526)、各総合支所税務会計係(大迫☎ 41-3125、石鳥谷☎41-3445、東和☎41-6515)▶軽二輪(250cc以下)、小型二輪自動 車(250cc超)…東北運輸局岩手運輸支局(☎ 050-5540-2010)▶軽三輪・軽四輪…軽自動 車検査協会岩手事務所(☎050-3816-1833)

#### 軽自動車税(種別割)の減免制度

障がいのある人が所有する軽自動車などは、1台に限り税額の減額・免除を受けられる場合があります。申請期限は5月24日(火)です。詳しくは、本館市民税課または各総合支所税務会計係へお問い合わせください。

# ■表1 原動機付自転車および二輪車などの税額

種別	総排気量など	年額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	20cc超(三輪以上)	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	2,000円
	その他	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下) ※被けん引車含む		3,600円
小型二輪(250cc超)		6,000円
雪上車		3,600円

# ■表2 軽三輪および軽四輪以上の車両の税額

種別		旧税率	現行税率	重課税率
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
乗用 軽四輪 以上 海畑田	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
貝彻用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	軽三輪 乗用 貨物用	軽三輪 自家用 営業用 自家用	軽三輪 3,100円 乗用 自家用 7,200円 営業用 5,500円 自家用 4,000円	軽三輪3,100円3,900円乗用自家用7,200円10,800円営業用5,500円6,900円自家用4,000円5,000円

#### 【問い合わせ】

本館市民税課(☎41-3526)、各総合支所税務 会計係(大迫☎41-3125、石鳥谷☎41-3445、 東和☎41-6515)

## 自動車税(種別割)は5月31日までに納付しましょう

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税です。 令和4年度の納期限は、5月31日(火)です。納税通知書は4月25日(月)に発送していますので、忘れずに納付しましょう。

【問い合わせ】花巻県税センター 課税課(☎22-4942)

## 空き家の所有者などが対象

# 空家等解体活用補助金

市では、良好で安心な居住環境の形成を促進するため、新たな建築物の整備を前提とした空き家などの解体 費用を支援しています。

【問い合わせ】新館建築住宅課(☎41-3567)



## ■対象

次のいずれかに該当する個人または法人

①空き家などの所有者または相続人(複数人で共有などしている場合は、共有者全員から補助事業実

# 施の同意が必要)

②空き家などの所有者、共有者全員または相続人全員から補助事業実施の同意が得られている人

#### ■要件-

次の全ての要件を満たすこと

- ①市内にある空き家などを解体し、同地番を含めた 敷地に、5年以上居住・使用する次のいずれかの 建築物を新築すること
- ▶一戸建て住宅▶店舗▶店舗併用住宅▶共同住宅

(長屋、アパートなど)

- ②空き家などの所有者は、市内に本店を有する個人 または法人との間に補助対象建築物の解体に係る 工事請負契約を締結すること
- ③市税などの滞納がないこと

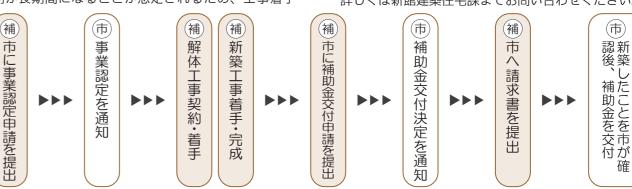
### ■補助額·上限額

区分	空き家などの建築年	補助額	上限額
市内全域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算 した額以内	50万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	40万円
うち居住誘導区域ま たは生活サービス拠 点区域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算 した額以内	100万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	100万円

#### ■認定申請~補助金交付の流れ

建築物の解体工事着手~新たな建築物の完成の工期が長期間になることが想定されるため、工事着手

前に事業内容を審査し認定することとしています。 詳しくは新館建築住宅課までお問い合わせください。



(補) 補助対象者(空き家の所有者など)の手続きなど

市から事業認定を受ける前に解体工事などに 着手した場合、本制度の補助を受けられません のでご注意ください。

市 新館建築住宅課が行う手続きなど

●申請方法などは、市ホームページ (https://www.city.hanamaki.iwate. jp/kurashi/sumai\_seikatsu/kenchiku\_ jyutaku/1001152/1014167.html)で紹介しています



**⑤** 2022(R4).5.1 広報はなまき No.376 **④**